

## 生活資金支援ローン

令和5年4月3日現在

項目	内容								
商品名	生活資金支援ローン								
取扱期間	2020年7月1日～2023年9月30日 申込受付分まで								
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢が満20歳以上の方</li> <li>・安定継続した収入がある方（勤務先等が休業中の場合、休業後の復職及び安定継続した収入の見込みがある方）</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> <li>・反社会的勢力に該当しない方</li> <li>・当金庫の会員となれる資格を有する方</li> </ul>								
お使いみち	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等によって申込人が必要とする生活資金。</p> <p>&lt;対象外となる資金のお使いみち&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>株式取得資金</td> <td>自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含まます</td> </tr> <tr> <td>投機的な性格の資金</td> <td>ギャンブル等に用いられる資金も含まます</td> </tr> <tr> <td>税金支払資金</td> <td>例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします</td> </tr> <tr> <td>転貸資金</td> <td>お申込人から第三者への転貸資金</td> </tr> </table> <p>※事業性資金にはご利用できません。</p>	株式取得資金	自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含まます	投機的な性格の資金	ギャンブル等に用いられる資金も含まます	税金支払資金	例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします	転貸資金	お申込人から第三者への転貸資金
株式取得資金	自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含まます								
投機的な性格の資金	ギャンブル等に用いられる資金も含まます								
税金支払資金	例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします								
転貸資金	お申込人から第三者への転貸資金								
お借入金額	1万円以上50万円以内（1万円単位）								
お借入期間	3ヵ月以上10年以内（最長1年間の元金据置ができます）								
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。								
ご返済方法	<p>毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は12ヵ月以内）  元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。  お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。</p> <p>（1）元利均等毎月返済・元金均等毎月返済  （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6ヵ月ごとに増額返済）</p> <p>ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1万円単位）といたします。</p>								
お借入利率	固定金利								
お利息の計算方法 （付利単位100円）	<p>元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。  下記の場合は日割で計算いたします。</p> <p>（1）お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息  （2）繰上返済の場合の未収利息  （3）延滞損害金</p> <p>元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。  下記の場合は日割で計算いたします。</p> <p>（1）繰上返済の場合の未収利息  （2）延滞損害金</p>								
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。								
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）								
団体信用生命保険	本ローンには団体信用生命保険の付保はありません。								

生活資金支援ローン

商品概要説明書

項 目	内 容
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証いたしますので、保証人や担保は不要です。
保証料	当金庫が負担いたします。
手数料	ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,000円（消費税別）を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b>            本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b>            東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。</li> <li>・ご利用回数はお1人様1回限りとさせていただきます。</li> <li>・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。</li> <li>・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。</li> <li>・本ローンのお申込みを含めて、一般社団法人しんきん保証基金取扱の保証残高は3,000万円を限度とします。なお、住宅ローン・保険ローンは保証残高に含まれません。</li> <li>・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。</li> <li>・本ローンは、スマートフォン、インターネットからのWEB仮審査申込みや、仮審査申込書によるFAX申込等非対面での受付ができる商品です。なお、正式なお借入れのお申込みおよびご契約は諾否結果通知後、営業店窓口等において対面式で行います。</li> <li>・WEB仮審査申込による「来店不要型」の取扱いはできません。</li> </ul>